

別冊

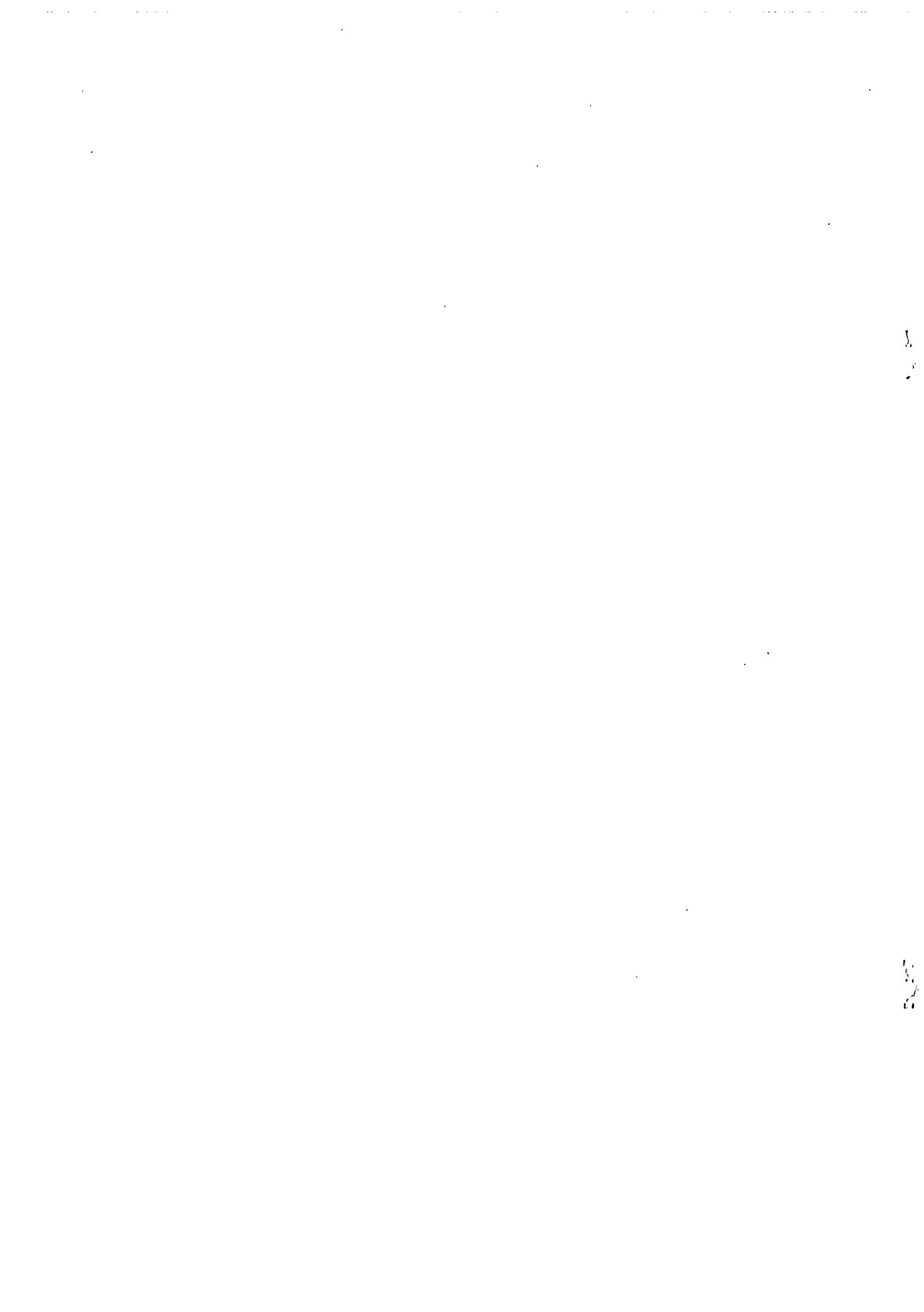
福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年2月26日)

〔件名〕

4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課) . . . 1

生活環境部



淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

平成30年2月26日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

1 条例手続の現状

(1) 意見調整会議に向けた調整状況

県では、平成29年12月20日を期限とした手続条例第17条第1項に規定する意見調整の申出を受け、これまでに、次の関係住民に対して会議出席の意向確認・日程調整を行っているが、一部の関係住民の論点整理等にかなり時間を要している。

<意見調整対象の関係住民>

- ・自治会 : 2自治会
- ・個人(居住者、営農者等) : 63名(うち調整会議出席希望者: 12名(2/23時点))

(2) 今後の予定

今後、調整・準備が整い次第、県主催の意見調整会議を開催し、事業者、関係住民双方の主張内容の理解促進を図ることとしている。

2 専門家会議の開催

県は、地元関係者から寄せられている法令基準そのものへの不安や一般的な疑問に対するセンターの見解等について科学的専門的見地から評価等を行い、基準設定の背景や考え方等についてご意見をいただくため、条例手続とは別に本会議を開催した。

(1) 日時 : 平成30年2月23日(金)午前9時から午前11時15分まで

(2) 場所 : 西部総合事務所講堂

(3) 傍聴者 : 30名

(4) 専門家会議委員

専門分野	氏名	役職
廃棄物処理工学	松藤 敏彦	北海道大学大学院環境創生工学部門 教授
環境システム工学	中山 裕文	九州大学大学院環境社会部門 准教授
生物地球科学	角野 貴信	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授
水管理(地下水)	北村 義信(欠席)	鳥取大学国際乾燥地研究教育機構

(5) 専門家会議の概要

松藤教授から廃棄物最終処分場に関する基礎的事項(最終処分場の環境対策、リスクと基準の考え方)の講演の後、これまでに県やセンターに寄せられている地元関係者からの疑問・不安について専門家の見解をいただいた。

<主な専門家見解>

項目	専門家見解
・遮水シートの安全性	・近代埋立の歴史は30年程度であり、耐久性に係る現場データの蓄積は十分とは言えないが、ペントナイト等も加えた多重のバリア構造とすること、シートの促進暴露試験等の研究結果、シート施工に係る資格制度や加圧試験等の検査手法が確立されていること等から漏水の漏えいは考えにくい。
・廃止後の埋立廃棄物	・埋立地の最も重要な機能は、環境に影響を与えることなく廃棄物を安定化(生物分解と洗い出し)させることである。日本の標準的技術である準好気性構造により、日本の埋立地は海外と比べ安定化は早い。
・最終処分場の放流水の規制 ・放流水による魚介類への影響	・放流水の排水基準等は相当の安全率をみており、これら基準を遵守していれば生態系に影響を及ぼすことは考えられない。
・最終処分場は公害施設	・かつてのごみ処理は無対策で環境影響があった可能性があるが、現在の埋立地は環境に影響を及ぼさないよう、遮水(及び排水)、ガス抜き、覆土の3つを備えていることが基本であり、公害施設ではなく公害防止施設である。
・海外と日本の取組みの違い	・焼却、埋立技術と環境汚染対策、3Rの取組みは先進国で共通している。埋立技術に関しては日本が先進的であった面がある。
・搬入廃棄物の検査 ・搬入廃棄物中の有害物質	・産業廃棄物は埋立処分基準が設けられており、有害性を含むものは特別管理廃棄物となり管理型処分場に持ち込んではならない。目視、展開、抜取検査を行うことが第一であり、それに加えて遮水工による漏えい防止、水処理施設等の安全対策が施されている。
・近隣の水源地汚染の懸念 ・処分場周辺での農作物の影響	・多重の安全対策が義務付けられており、それを遵守していれば周辺を汚染するということは考えがたい。シートの破損原因是施工中、埋立中に発生しているが、施工後の検査や検知モニタリングやシート上部の保護層で対処できる。
・塩川ダイオキシン類の検出原因	・ダイオキシン類は様々な同族体があり、発生源毎にその割合は異なる。分析結果をみると農薬由来であると考えられる。

(6) 質疑応答

会議の最後に、傍聴者から提出された質問に対して、専門家の見解をいただいた。

<主な質疑>

質問	回答
・処分場に埋められた後の廃棄物は永久に危険なまま残っているのではないか。	・原水の水質が低下したことを確認してから廃止するので、永久に危険なまま残ると言うことは無い。
・有害廃棄物は入らないと言っているが、どうしてシートで遮蔽するのか。有害な廃棄物が入るからシートで遮蔽するのではないか。	・汚水が出るということのリスクがあるのでシートで確実に止めるということ。逆に言えば、有害なものがあっても大丈夫なようにするというのが公害防止装置。
・放射性物質については、微量でも必ず健康被害が出るので。	・一生涯摂取しても大丈夫であるという世界的な科学的コンセンサスで決められたのが基準。
・基準値が相当安全側であるのに、なぜ、水俣病が発生したのか。	・水俣病は20世紀前半の話で何の基準も無かった。そうした背景があり、きちんと環境基準を作ろうということになった。
・ベントナイトが膨潤した場合に、水を含んでそれが重くなり、シートが破れる可能性があるのではないか。	・遮水シートについては、非常に強い力でかなり引っ張られても柔軟性を保つという基準がある。ベントナイトが膨潤して重量で破れることはないと考える。
・総量規制についてどう思うか。	・発生源が多数存在した場合にどうなるかを考慮したものが総量規制。今回の処分場の話は総量規制の対象には当たらない。
・ダイオキシンだけでなく環境ホルモンも心配。	・当時、国環研でも環境ホルモンの部署が出来たが、影響は認められないということで今は無い。環境ホルモンが人の健康に悪影響があるという科学的数据は無い。

(7) 今後の対応

今後、各委員からいただいた意見を取りまとめ、県ホームページ等で広く周知を図る予定。

3 漁業者に対する説明会の調整状況

県は、漁業者とセンターの相互理解が促進されるよう、改めてセンターが漁業者に対し事業計画を説明する場を設定することとしており、漁業者に対して平成29年12月末から説明会開催に向け調整を進めている。

説明会は漁業者の意向を踏まえ開催することで調整をしているが、説明会の開催日については週末で天候不順（漁が不可能）な日を希望されており、未だ開催に至っていない。